

札幌市告示第3710号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、郵送による諸証明発行業務（住民情報課に関連する証明に限る）の手数料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月16日

札幌市長 秋元克広



1 委託を受けた者

凸版印刷株式会社

2 委託した収納金の種類

郵送による諸証明発行手数料（住民情報課に関連する証明に限る）

3 委託期間

自 令和4年9月27日

至 令和6年3月31日

4 収納事務を行う場所

札幌市証明郵送センター